

はじめに



宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野、そして、鬼怒川、田川、姿川などの清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきました。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市・生活型公害が顕在化しています。

また、資源やエネルギーを大量に消費するライフスタイルの定着により、温暖化やオゾン層の破壊など、地球的規模での環境問題が広がりをみせ、人類を含むすべての生物の生活基盤そのものを脅かすに至っています。

このような環境問題の解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが何よりも必要となっています。

こうしたことを踏まえ、本市では、平成13年9月に「宇都宮市環境基本条例」を制定し、平成15年2月には「宇都宮市環境基本計画」を策定いたしました。

その中で、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市」の実現を目指し、その重要施策の一つとして環境教育・環境学習の推進を位置付けたところです。

この「宇都宮市環境学習基本指針」は、市民の皆様一人ひとりが主体的に学び、自ら環境に配慮した行動に取り組んでいくことができるよう、本市における環境学習のあり方、方向性を明らかにするとともに、環境学習を総合的、体系的に推進するための仕組みづくりにつきましても示しております。

今後、本市では、この指針に基づいて、「市民一人ひとりが環境を大切にする人づくり」に資する施策を着実に推進してまいりますが、市民や学校、事業者の皆様におかれましても、パートナーシップを形成しながら、環境学習や環境保全活動に積極的に取り組まれることを大いに期待するものであります。

結びに、この指針の策定に当たり、熱心にご協議をいただきました宇都宮市環境学習基本指針策定懇談会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成15年3月

宇都宮市長 福田 富一

CONTENTS

宇都宮市環境学習基本指針

第1章 環境学習基本指針策定の意義	2
1.環境学習の必要性	2
2.環境学習基本指針の策定にあたって	4
3.環境学習の基本的な考え方	6
4.国及び栃木県における環境学習の動向	8
第2章 環境学習の現状と課題	11
1.市民、学校、事業者における現状	11
2.行政における現状	17
3.課題	19
第3章 環境学習の目標と主体別の役割	20
1.環境学習の目標	20
2.各主体の役割と取組の方向性	22
第4章 環境学習推進施策	32
1.環境情報の整備と提供	34
2.環境リーダー等人材育成の推進	34
3.環境学習の場と機会の提供	35
第5章 環境学習の総合的な推進	37
1.パートナーシップによる環境学習の推進	37
2.環境学習センターの機能強化	38
第6章 推進体制	40
1.推進のための体制づくり	40
資料編	43
アンケート調査の概要	44
アンケート調査の結果	45
策定体制	55
策定経過	60